鳥取市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和４年３月２２日

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市条例第９号

鳥取市国民健康保険条例の一部を改正する条例

鳥取市国民健康保険条例（昭和３４年鳥取市条例第６号）の一部を次のように改正する。

第１８条の見出しを「（低所得者の保険料の減額）」に改める。

第１８条の２の次に次の１条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第１８条の３　当該年度において、その世帯に６歳に達する日以後の最初の３月３１日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第１４条又は第１４条の５の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、１０分の５を乗じて得た額を控除して得た額とする(第３項に掲げる場合を除く。)。

２　前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、前項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第１４条又は第１４条の５」とあるのは「第１４条の６の５又は第１４条の６の９」と読み替えるものとする。

３　当該年度において、第１８条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした

納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第１号に掲げる額から第２号に掲げる額を控除して得た額とする。

⑴　第１４条又は第１４条の５の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第１８条第１項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第１８条第２項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額

⑵　前号に掲げる額に、それぞれ、１０分の５を乗じて得た額

４　前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、前項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第１４条又は第１４条の５」とあるのは「第１４条の６の５又は第１４条の６の９」と、「第１８条第２項の規定」とあるのは「第１８条第３項の規定により準用する同条第２項の規定」と読み替えるものとする。

第２３条第２項及び第３項中「納期限前７日」を「納期限」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の鳥取市国民健康保険条例の規定は、令和４年度分の保険料から適用し、令和３年度分までの保険料については、なお従前の例による。